二　登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
三　別表第二の三の上欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在地及びその所有又は借入れの別を記載した書類
四　電子海図情報表示装置講習の講師が、別表第二の三の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを証する書類
五　電子海図情報表示装置講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類
六　登録を受けようとする者が次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（登録電子海図情報表示装置講習の要件等）

第四条の六　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が、別表第二の三の上欄に掲げる施設及び設備を用いて、同表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者により電子海図情報表示装置講習が行われるものであるときは、その登録をしなければならない。

2　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二　第四条の十七の規定により第四条の四の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三　法人であつて、登録電子海図情報表示装置講習の実施に関する事務（以下「登録電子海図情報表示装置講習事務」という。）を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3　第四条の四の登録は、登録電子海図情報表示装置講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号
二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三　登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
四　登録電子海図情報表示装置講習事務の開始日

（登録の更新）

第四条の七　第四条の四の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（役員の選任等の届出）

第四条の八　登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、役員を選任したときは、その日から十五日以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

2　登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、役員を解任したときは、その日から十五日以内に、その旨並びにその理由及び年月日を当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。

（登録電子海図情報表示装置講習事務の実施に係る義務）

第四条の九　登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、公正に、かつ、第四条の六第一項に規定する要件及び次に掲げる基準に適合する方法により、登録電子海図情報表示装置講習事務を行わなければならない。

一　次に掲げる要件に適合する者（以下「登録電子海図情報表示装置講習管理者」という。）が、登録電子海図情報表示装置講習事務を管理すること（学校等である場合を除く。）。

イ　二十五歳以上の者であること。

ロ　過去二年間に登録電子海図情報表示装置講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ　登録電子海図情報表示装置講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ　電子海図情報表示装置講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

二　告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

三　第一号の要件を満たす者であつて登録電子海図情報表示装置講習実施機関が選任したものが、登録電子海図情報表示装置講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

四　登録電子海図情報表示装置講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該登録電子海図情報表示装置講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。）に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五　告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。

（登録事項の変更の届出）

第四条の十　登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、第四条の六第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項
二　変更しようとする日
三　変更の理由

（登録電子海図情報表示装置講習事務規程）

第四条の十一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、登録電子海図情報表示装置講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録電子海図情報表示装置講習事務の実施に関する規程（以下「登録電子海図情報表示装置講習事務規程」という。）を定め、当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　登録電子海図情報表示装置講習の受講の申請に関する事項
二　登録電子海図情報表示装置講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項
三　登録電子海図情報表示装置講習の日程、公示方法その他登録電子海図情報表示装置講習の実施方法に関する事項
四　教科書の名称、著者及び発行者
五　登録電子海図情報表示装置講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
六　登録電子海図情報表示装置講習管理者の氏名及び経歴
七　登録電子海図情報表示装置講習事務に関する秘密の保持に関する事項
八　登録電子海図情報表示装置講習事務に関する公正の確保に関する事項
九　不正受講者の処分に関する事項
十　その他登録電子海図情報表示装置講習事務に関し必要な事項

（登録電子海図情報表示装置講習事務の休廃止）

第四条の十二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関は、登録電子海図情報表示装置講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を当該登録電子海図情報表示装置講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　登録電子海図情報表示装置講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地